

令和7年度旭川市農業委員会第10回総会議事録

- 1 開催日 令和8年1月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後4時30分開会 午後4時59分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館2階2・3号室
- 4 出席委員 23名
 - 1番 橋本 幸博
 - 2番 北原 浩美
 - 3番 松原 朗
 - 4番 吉田 豪人
 - 5番 市田 敏行
 - 6番 佐藤 絢也
 - 7番 佐藤 慎二
 - 9番 小出 範之
 - 10番 中島 張
 - 11番 湯浅 光二
 - 12番 楠 栄
 - 14番 石尾 卓也
 - 15番 只石 博幸
 - 16番 柿木 和惠
 - 18番 廣瀬 康行
 - 19番 小竹 一茂
 - 20番 山中 泰典
 - 21番 千代 圭
 - 22番 佐藤 博則
 - 24番 高橋 一政
 - 25番 前田 靖雄
 - 26番 山田 孝
 - 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員 8番 川上 和幸 13番 請川 幹恭 17番 廣田 健太郎
23番 鈴木 剛
- 6 事務局職員 佐藤事務局長 有馬事務局次長 西村副主幹
稲場副主幹 渡辺主査 斉藤主任
川原主任 御前
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 18番 廣瀬 康行 19番 小竹 一茂
- 10 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく素案の作成について
 - (6) 議案第6号 現地目証明願について(審議)
 - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (8) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (9) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (10) 報告第4号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について
 - (11) 報告第5号 現地目証明願について(専決)
 - (12) 報告第6号 農業者高齢年金裁定請求について

10 議事

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第10回総会を開会いたします。
- 本日の出席委員は23名でございます。
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、8番川上委員、13番請川委員、17番廣田委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号18番廣瀬委員、19番小竹委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 議案書の該当ページは1ページないし4ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が8件、賃貸借権の設定が1件の合計9件でございます。
- 地区の内訳は、所有権移転が、東鷹栖地区2件、永山地区1件、西神楽地区3件、東旭川地区2件、賃貸借権の設定が、西神楽地区1件となっております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 番号2番につきましては、中島委員に関係がありますので、中島委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
- それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 議案書の1ページ、番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲受人がすでに取得している隣接地と併せて効率的に耕作しようとする案件でございます。

本件につきましては、議案補足資料2ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号2番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、番号2番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 番号1番、3番、5番、8番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号4番、6番及び7番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号9番につきましては、貸主が経営移譲するため後継者である借主に所有する農地を貸し付け、借主が農業に精励しようとする案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページ、3ページないし9ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番、3番ないし9番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、番号1番、3番ないし9番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは5ページ、議案補足資料は10ページないし14ページでございます。

本件は、農用地区域内農地において、砂利採取のために一時転用をしようとするものです。

議案補足資料10ページの位置図を御覧ください。

申請地はJR桜岡駅から北西へ約1.7kmに位置します。

次に、資料11ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地は、危険表示板や有刺鉄線による柵で囲われ、沈殿池が設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料12ページの総括表に記載しております。詳しくは資料13ページ及び14ページの意見書のとおりとなっておりますので、併せて御確認ください。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第2号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝）

続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは7ページ、議案補足資料は15ページ及び16ページでございます。

本件は、令和7年1月27日に開催しました令和6年度第10回総会において転用申請の審議を行い、3月10日付けで北海道から許可があった転用に係る事業計画を変更しようとするものです。

変更内容は議案第2号で御審議いただいた砂利採取を行うにあたり、当該地を通路として使用するために転用期間を変更するものとなっております。

変更申請書及び意見書案は、議案補足資料のとおりとなっておりますので併せて御確認ください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第4議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは9ページないし37ページ、議案補足資料は17ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画の案を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が11件、利用権設定が45件の合計56件でございます。

地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区が4件、永山地区が4件、西神楽地区が2件、東旭川地区が1件、利用権設定は東鷹栖地区が8件、永山地区が5件、西神楽地区が7件、東旭川地区が25件となっております。

面積は所有権移転が17.1ha、利用権設定が141.1haでございます。

所有権移転は、即売りタイプが10件、貸付タイプは売渡が1件、利用権設定は、農地売買等事業貸付タイプの賃貸借が5件、期間満了再設定が28件、借主変更が9件、稼働力不足による一部貸付が2件、解約再設定が1件でございます。

なお、売り手及び買い手から希望があった場合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料17ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく素案の作成について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第5議案第5号「農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく素案の作成について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは39ページ、議案補足資料は別冊1ページないし31ページでございます。

令和7年3月末に公告された旭川市の地域計画につきまして、市農政部から全体更新に伴う目標地図の素案の提出依頼がありました。

本件は旭川市が地域計画の全体更新を行うにあたり、令和7年10月1日現在の農地台帳を元に、地域計画に「農業を担う者」として位置付けた者が耕作する農地を表示した地図である、目標地図の素案を作成し、旭川市に提出しようとするものです。

目標地図の作成方法は、認定農業者及び認定新規就農者は個人ごとに色分け、認定農業者等以外で地域内の農地を耕作する者を「利用者」としてグレー、認定農業者等及び現に農地を借り受けて耕作している者を除き、令和7年3月末の時点で意向調査において規模縮小と回答があった者を白色で現在の耕作地を表示します。

当該作成方法を反映した18地区の目標地図の素案を議案補足資料別冊として配布しております。

なお、今回提出する目標地図の素案の原案につきましては、令和7年12月1日から令和7年12月15日まで農政部ホームページ上で開催された地域計画の全体更新に係る協議の場で公表された結果、意見提出なしとなっております。

目標地図の素案の提出後は、市で地域計画案を策定し、関係者への意見照会が行われます。その際に、農業委員会が作成した目標地図の素案を踏まえた内容であることが確認された場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第12の5の規定及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第4項の規定により、意見照会への回答を事務局長の専決処理といたします。

以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員（市田 敏行） 5番市田です。
非常にわかりにくくて。どこがどれのついでというのが確認できないんですよ。例えば何々地区とかって書いてあればいいのだけれど。
- 議長（山田 孝） 上に小さい字で書いてある。
- 委員（市田 敏行） 全体に見にくいし、これ以上しょうがないかなとも思うけど、もうちょっとわかりやすい方法はないのかなと思います。
- 事務局（渡辺主査） 次回のときには大きな地図を掲出する等の工夫をさせていただいて、できるだけ目標地図がどのようになっているのかわかりやすくお示ししたいと思います。
- 委員（市田 敏行） 農業委員会の方はいいのだけれど、全体的なものの説明というのはまた同じように旭川市では考えているのですか。
- 事務局（渡辺主査） 旭川市ではまず12月1日から12月15日まで農政部のホームページ上で地域計画の全体更新に係る協議の場を開催しております。まずそれが1番最初。それでこの目標地図を提出した後にまた再度関係機関や関係者への意見聴取がございますので、そちらを確認していただいて、もし必要であれば意見を提出していただくかたちになります。
- 委員（市田 敏行） それはいつ頃を予定しているのですか。
- 事務局（渡辺主査） 意見聴取にそれなりに時間をとりますので、市農政部の裁量の問題ですけれども、2月頃には各機関に意見聴取の照会があると思います。
- 議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第6議案第6号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場副主幹） 日程第6議案第6号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。議案書の該当ページは41ページでございます。
西神楽地区で1件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第6号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（御前） 日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは43ページないし46ページでございます。
本件につきましては、報告対象期間中に8件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。
なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区3件、永山地区1件、東旭川地区4件となっております。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委員（市田 敏行） 5番市田です。
相続であっせんの有無というのは聞いたことがないのですが、●さんはあっせん有となっております。これはどういうことでしょうか。相続権のあっせんな

んであるのですか。

○事務局（稲場副主幹） 相続した後に、その土地をあっせんで売りたいとの希望があるかないかについて、届出書で確認しているものでございます。

○議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（御前） 日程第8報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは47ページ、議案補足資料は18ページないし24ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に7の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、議案補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

なお、番号4番の法人につきましては、議案補足資料21ページの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、理事等の総数のうち農業に常時従事する構成員数が過半数を超えておりませんが、次の事業年度に是正する意思が確認出来たことから、農地所有適格法人の要件を再び充足すると見込まれるため、「適（是正見込）」としております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは49ページないし53ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で2件、永山地区で5件、西神楽地区で2件、東旭川地区で4件、合計で13件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第4号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第10報告第4号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について」を御説明いたします。議案書の該当ページは55ページ、議案補足資料は25ページでございます。
農地法第52条及び旭川市農業委員会農地の賃借料情報提供実施要領に基づき、令和7年1月から12月までに公告等を行った賃貸借を集約し、議案書のとおり算出いたしました。
算出した結果は1月1日に議案補足資料のとおり、ホームページで公表しました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第11報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは57ページ及び58ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に市街化区域内の土地における現地目証明の願出が5件あり、事務局で確認しましたところ現況は全て農採地以外でありました。
これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第12条及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第12報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは59ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金裁定請求が1件ありました。
このことにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第6号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年度旭川市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

廣瀬 康行

署名委員

小竹 一茂